

# (公告) 住所不明にともなう「みなし自由脱退」

## の処理について

2020年12月末日の基準日において、当会機関紙「健康のひろば」や残高通知などが宛先不明で返送され、登録の電話番号で連絡がとれず、かつ事業所の利用や出資金の変動がみられない組合員を対象にして、定款第10条2項および住所不明組合員の脱退手続きに関する規則に基づき、2021年3月末日付けでみなし自由脱退処理をおこないます。

つきましては、みなし自由脱退処理を行う組合員を、2月18日(木)～3月16日(火)まで、健文会本部、まちづくり組合員活動支援部及び健文会が運営する病院、診療所で確認できるようにしています。

住所変更などの届け出がお済みでない組合員は、ご確認の上、住所変更の手続きをおこなっていただきますようお願いいたします。

2021年2月17日

医療生活協同組合健文会理事会